

東京家政大学・東京家政大学短期大学部 研究不正防止計画

令和7年4月1日

東京家政大学及び東京家政大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部研究不正防止規程」第6条第3項及び第11条第2項に基づき、次の通り、研究不正防止計画を策定する。不正防止計画推進部署（教育支援センター教育・研究支援課及び狭山学務部学務課）が中心となり、計画を実施する。

項目	不正発生の要因	研究不正防止計画
1. 機関内の責任体制明確化	研究費の運営・管理に関わる本学の責任体系の周知が不十分なため、最高管理責任者等各責任者の権限が曖昧な状態である。	本学における研究費の運営・管理に関わる責任体系の周知と各責任者の権限を明確化するため、ホームページに規程等を掲載し、学内外に公表する。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	研究活動における不正行為に対する構成員の意識が低く、どのような行為が不正に当たるかの知識が不足している。	統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、全構成員を対象に、不正行為の定義や研究不正と認定された事例等を示したコンプライアンス教育を実施し、不正行為に関する知識と意識の向上を図る。
	研究費の運営・管理に関するルールを定めているが、ハンドブック等の表記に分かりにくい点があり、構成員の理解が不十分なため、ルールの見過ごしが発生する。	- 研究費の運営・管理に関するルールについて、担当部署（教育・研究支援課及び学務課、経理課、発注・検収課、管財課、大学図書館、人事課、内部監査部）間で統一を図り、より明確化したルールに見直す。また、ハンドブック等に記載がない等、構成員に対して分かりにくいルールが存在しないか、確認を行う。 - ハンドブック等の記載に分かりにくい点がないか読み手の視点を意識した見直しを行う。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正防止計画に関する啓発活動の不足	- 統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、コンプライアンス教育・啓発活動の実施について検討し、定期的な実施を行う。 - 内部監査の結果を踏まえた内容のコンプライアンス教育・啓発活動を実施し、構成員の意識向上を図る。
4. 研究費の適正な運営・管理活動	「研究費は単年度で使い切らなくてはならない」等という誤った認識により、研究費を不正に使用する。	- 学内の予算執行締切を定期的に案内する事等により、計画的な予算執行を促す。また、予算執行が当初計画に対して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題ないか確認し、問題があれば改善策を講じる。 - 年度末に予算執行が増える場合は、研究計画の説明を求め、執行が適切であるかを判断する。
5. 情報発信・共有化の推進	研究費の不正防止の取組内容について、学内外への情報発信が不十分なため、不正を未然に防ぐことが難しい。	不正防止の取り組みに関する情報をわかりやすく体系化・集約化して掲載する。
6. モニタリングの在り方	モニタリングや内部監査結果の周知と日常業務における研究費の適正執行へのフィードバックを行っておらず、リスクの除去・提言が難しい。	公的研究費に対する内部監査の結果を踏まえた内容のコンプライアンス教育・啓発活動を実施することで、構成員の意識向上を図り、不正の発生を抑制する。